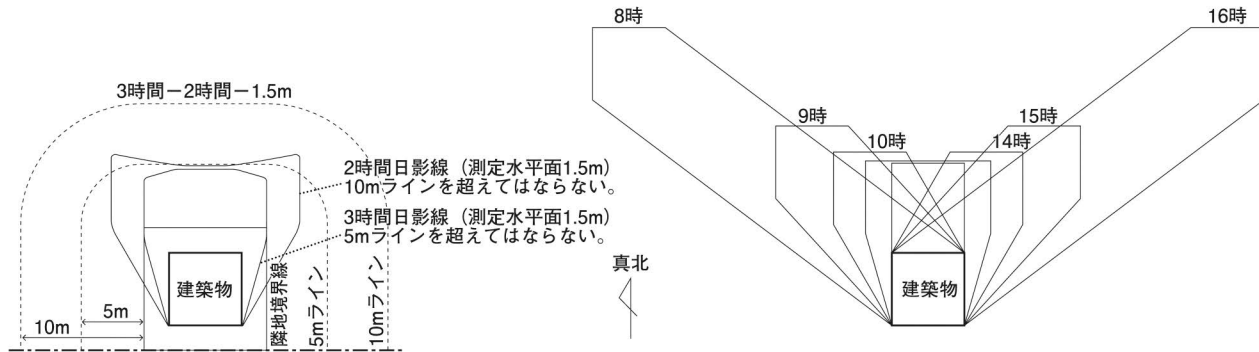


日影規制

日影規制とは、日照の確保を目的として建築基準法および都の条例（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例）で定められている制限です。

(例) 立川市内 第一種低層住居専用地域、建蔽率40%、容積率80%の場合



冬至の日の午前8時から午後4時まで、一定範囲に一定以上の日影を生じさせないように建物の形態を制限する。